

令和5年第10回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年10月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第10回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年10月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第10回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 2番 針本 一春
- 3番 北中 良夫
- 4番 井上 輝子
- 5番 中濱 佳久
- 6番 橋本 高明
- 8番 田中 靖志
- 9番 角出 昇
- 10番 北浦 一宏
- 12番 市木 和雄
- 13番 米澤 博
- 15番 辻 美智子
- 16番 島村 平治
- 17番 清水 稔
- 18番 山本 芳隆
- 19番 岩井 正男
- 20番 青木 章
- 21番 川東 静佳
- 22番 石塚 健一
- 23番 小森 喜一
- 24番 廣瀬 久雄
- 25番 山田 富男
- 26番 立入 三千男

2. 欠席委員

- 1番 野洲 秀一（遅参）、7番 森 恒仁（遅参）、11番 木村 二郎、
14番 井狩 憲一

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	主 任	松本 真紀子

農林水産課 主任 中川 大貴
主事 亀井 茜里

議長 開会挨拶

議長 みなさま、おはようございます。

本日は総会后、地域計画に係る目標地図の素案作成についての説明を行いますので、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま出席委員は22名であります。

欠席は1番 野洲 委員、7番 森 委員、11番 木村 委員、14番 井狩 委員です。

よって本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和5年第10回農業委員会総会を開催します。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第5番 中濱 委員、第8番 田中 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第34号から議第37号の4案を上程します。

議第34号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 では、議第34号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可することについて、をご説明いたします。

案件は3件です。

議案書の2ページをご覧ください。資料は別紙Aの1ページから9ページになります。

まず1件目です。

吉川 字 ●●●番、他5筆、登記地目、現況地目ともに田、面積合計13,432㎡について、譲渡人 ●●●、他2名から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人の●●●氏はかねてより友人の所有する田で農作業に従事されてきましたが、この度、本格的に就農するため自身で田を所有したいと考えておられたところ、同じ吉川の中で、高齢により農地を手放したいと考えておられた3名の方から売買を打診され、●●●氏がこれを了承されたため、今回の申請に至っております。

申請にあたり、営農計画書を提出されており、作付けに必要な田植え機や収穫に必要なコンバインなどは順次購入される予定です。

今後も農地を拡大し、農業を続けていきたいという意向であることから、●●●氏の耕作が可能であると判断し、農地の適切な利用につながると考えましたので、申請を受け付けております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

続いて2件目です。

木部 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積169㎡のうち86㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人の●●●氏は、現在は父親が所有する畑などで、主に自家消費用の野菜を栽培されておられます。

申請地は譲渡人に代わり10年以上前から父親とともに実質的に耕作と管理をされておりました。

この度、譲渡人の●●●氏が農地を手放したいと話があり、実質的に耕作と管理をされていた譲受人の●●●氏へ売買を打診したところ、これを了承され、今回の申請に至っております。

申請にあたり、営農計画書を提出されておりますが、主に自家消費用の野菜や果樹の作付けを計画されています。

以上のことから、営農計画書の内容であれば●●●氏の耕作が可能であると判断し、農地の適切な利用につながると考えましたので、申請を受け付けております。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

なお、この農地の残る83㎡につきましては、軽微変更ののち、5条による農地転用が出されています、詳細につきましては、次の議第35号でご説明させていただきます。

最後に3件目です。

井口 字 ●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積109㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人 ●●●氏は現在子どもの学校の関係で市外に居住されていますが、以前は申請地に隣接する住居で生活をされていました。今般、今後の子どもの成長に伴い、野洲市で生活をする予定をされています。

申請地は以前から譲渡人の●●●氏と、●●●氏の娘である●●●氏の妻、●●●氏が共に耕作をされてきました。●●●氏は平日はこちらへ通い、年間150日以上耕作をされています。

この度、譲渡人の●●●氏から農地を手放したいと、譲受人の●●●氏に相談したところ、●●●氏がこれを了承され、今回の申請に至っております。

申請にあたり、営農計画書を提出されておりますが、主に自家消費用の野菜や果樹の作付けを計画されています。

以上のことから、営農計画書の内容であれば●●●氏の耕作が可能であると判断し、農地の適切な利用につながると考えましたので、申請を受け付けております。別紙Aの8ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上になります。

議 長 続きます、意見委員の説明を求めます。
1件目、第9番 角出 委員お願いします。

角出委員 第9番 角出です。

●●●さんが新規で農業を始めたいと考えておられたところ、●●●さんをはじめとする3名が高齢により田を手放したいということで、双方で合意され、今回の申請に至っております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 2件目、第8番 田中 委員お願いいたします。

田中委員 第8番 田中です。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。

対象農地は先月の総会で3条申請が議決された畑に隣接する農地になりますが、以前から●●●さんが耕作を行っておられましたが、この度隣接した農地の取得に併せまして、●●●さんとの間で売買の話がまとまり、

今回の申請に至っております。

なお、この後ご審議いただく5条案件と同じ地番となります。

皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 3件目、第10番 北浦 委員お願いたします。

北浦委員 第10番 北浦です。

事務局から説明があったとおり、●●●さんは現在大津市のほうに住んでおられますが、ゆくゆくは井口に戻ってこられる予定です。申請地については●●●さんの妻が実質的に耕作されていますが、●●●さんから所有権の移転の希望がありました。●●●さんの奥さんと●●●さんは親族関係にあり、双方の話し合いがまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

第3番 北中 委員。

北中委員 営農計画書が提出されているということですが、営農計画書の中身が総会の資料では確認できないので、営農計画書の内容について確認できるようにしていただきたい。

事務局 営農計画書の内容について確認いただけるように検討させていただきます。

議 長 他にご質疑はございませんか。

第5番 中濱 委員。

中濱委員 1件目ですが、●●●さんが新たに農地を取得され、農業経営を拡大されていくという説明でした。

しかし、コンバインやトラクターについては、これから購入されるということですが、今まで農業をされていた際には機械を所有されていなかったということでしょうか。

事務局 これまでは友人の所で農業をされていたので、機械は所有されていません。

今後、順次購入していく予定だと聞いています。

議 長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第34号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第34号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第34号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第35号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第35号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、をご説明いたします。

案件は2件です。 議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Aの10ページから15ページになります。

まず1件目です。

安治 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積939㎡、について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、露天駐車場にするため、売買による転用申請があったものです。

譲受人の●●●氏は野洲市内で自動車修理業を営んでおられますが、この度、修理業の業務拡大のために、車両を保管する駐車場の用地として申請地を取得し、露天駐車場に転用するものです。

このことから、この計画にあたり、隣接する農地を所有する譲受人の●●●氏に、駐車場として利用するために売買を申し出たところ、これに応じられ、今回の申請に至っております。

申請地は主に業務で使用する車両の駐車場として利用するため、良質土による盛土工と砕石を用いた路面整正にて整備される予定です。また、既存宅地については侵入道路の整備に合わせてU字溝の設置をされます。

排水対策としましては、敷地内の雨水については、路面の傾斜を東側のU字溝側に付け、雨水を導くことで、農地側には流出しないよう計画されており、雨水は敷地内の会所柵を介して道路側溝に排水される計画となっております。したがって、農地への影響は無いものと考えております。

別紙Aの10ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地の区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

続いて2件目です。

木部 字 ●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積169㎡のうち83㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、駐車場と農機具格納庫にするため売買による転用申請があったものです。

譲受人の●●●氏は、隣接する畑を耕作するために、申請地を譲渡人に代わり10年以上前から父親とともに実質的に利用をされていました。

この度、譲渡人の●●●氏が畑と共に申請地を手放したいと話があり、実質的に使用をされていた譲受人の●●●氏へ売買を打診したところ、これを了承され、今回の申請に至っております。

申請地には以前から駐車場が設置されるなど、農業用施設用地として利用されてきました。こちらの農地は農用地区域内農地いわゆる青地の農地であるため、農地転用は原則不許可であります。農業用施設用地への軽微変更は認められ、現在はいわゆるオレンジの農地となり、農業用施設への転用は可能となっております。

既に駐車場を造成していたことについて、軽微変更および農地転用の手続きを失念していた旨の顛末書が提出されています。

今回、現在の利用状況に是正するために、顛末案件として、転用申請があったものですが、顛末案件での転用もやむなしと考えることから、申請を受け付けております。

転用に当たっては、雨水、排水については、駐車場周囲の既設側溝へ流入させ、前面の道路側溝へ排水されます。それ以外の部分は基本的には自然流下で浸透させます。

以上のことから、農地法における農地転用の許可が見込まれると考えております。別紙Aの16ページの調査表をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は農用地区域内農地ですが、軽微変更がされた農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
1件目、第1番 野洲 委員お願いします。

野洲委員 第1番 野洲です。

申請地は田として1年前まで作付けがされていましたが、排水が非常に悪く、ポンプにて排水するしかなく、所有者の●●●さんは今後も作付けを続けるかどうか悩んでおられたようです。

そんなとき、申請者である●●●さんから経営する自動車修理業の経営拡大に伴い、管理する車両の駐車場の確保のために、農地転用をしたいと話があり、双方で売買の話がまとまり今回の申請となりました。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 2件目、第8番 田中 委員お願いします。

田中委員 第8番 田中です。

詳細は事務局から説明があったとおりですが、先ほど3条案件で説明させていただいた農地の一部になります。その農地の道路側に面した所に農機具を置く場所、また集落から離れていることから、耕作するために道路側に駐車場が必要となり、駐車場として利用されていました。この度現状に合わせるために農地転用の申請があったものです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第35号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第35号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第35号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第36号 農用地利用集積計画について、を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方および貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第12番 市木 委員、第18番 山本 委員の退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。

議第36号 農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 18件 44筆 92, 675㎡です。

所有権が移転されたのは、合計 4件 7筆 13, 538㎡です。

なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。

水産課 案件は4件です。

1件目は所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地 ●●● 氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地 ●●● 氏です。

所有権を移転する土地は野洲市 北 字 ●●●番、現況地目 田、面積3, 0 1 8㎡、
所有権を移転する日は令和5年10月30日です。

売買金額は1筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされて
おります。

2件目は所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地 ●●●氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地 ●●●氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 上屋 字 ●●●番、現況地目 田、面積9 9 4㎡、
野洲市 北 字 ●●●番、現況地目 田、面積3, 0 3 1㎡、所有権を移転する日は令
和5年10月30日です。

売買金額は2筆合計、●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされて
おります。

3件目は所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地 ●●●氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地 ●●●氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 北 字 ●●●番、現況地目 田、面積2, 9 8 3㎡、
野洲市 北 字 ●●●番、現況地目 畑、面積1 0 2㎡、野洲市 北 字 ●●●番、現況
地目 畑、面積4 0 1㎡、所有権を移転する日は令和5年10月30日です。売買金額
は3筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされて
おります。

4件目は所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地 ●●●氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地 ●●●氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 北 字 ●●●番、現況地目 田、面積3, 0 0 9㎡、
所有権を移転する日は令和5年10月30日です。

売買金額は3筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされて
おります。

以上4点、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第36号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第36号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第36号は原案どおりと決定いたしました。

退席された市木 委員、山本 委員は自席へお戻りください。

市木 委員、山本 委員の両委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第36号は可決決定いたしました。

続きまして、議第37号 令和6年度野洲市農業施策等に関する意見書について、
を議題とします。

事務局からの説明の前に、市木 農政部長より報告をお願いいたします。

市木委員 農政部長の市木です。

農政部会より、議第37号 令和6年度野洲市農業施策等に関する意見書の提出の流れにつきまして、ご報告いたします。

別紙Cの意見書をご覧ください。

まず、8月の総会において、令和5年度の意見書に対する評価を行い、それを基に事務局で意見書の素案を作成いただき、9月の総会前に、委員の皆様には意見書の(案)に対するご意見を頂戴いたしました。

それを踏まえまして、総会後の第1回農政部会において内容の精査を行い、本日、意見書の提出となりました。

提案申し上げます意見書につきましては、農業者の経営安定支援や地域計画策定など6項目にわたり作成しております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 本意見書は、農業委員会に関する法律第38条の規定に基づき、野洲市に対して農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。

内容は、先に郵送いたしました、別紙Cと書いている令和6年度野洲市農業施策等に関する意見書のとおりです。

ただ今、農政部長からご説明がありましたとおり、農業委員の皆様から出されました内容を、農政部会において検討を加えていただいたものです。

意見書につきましては、直面する農政課題及び地域計画策定など6項目にまとめ上げたものです。

内容につきましては、9月の総会前に委員の皆様にお送りした意見書の(案)から農政部会を経て修正した箇所についてのみご説明させていただきます。

まず、2の地域計画策定の推進についてです。

こちらについては、いただいたご意見を基に、市に対して地域計画策定の進捗状況とその後の具体的な推進方策について、取りまとめ期間を明らかにした上で、策定の取

り組みを主導されたいといった内容に修正しています。

次に5の有害鳥獣等による被害防除対策についてです。

こちらについてはいただいたご意見を基に、山沿いの地域で発生しているイノシシによる被害を追記しています。

以上が意見書の主な修正箇所になります。

事務局からは以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
第5番 中濱 委員。

中濱委員 2の地域計画の策定の推進の箇所について、市の役割を求めるなかで把握、検証をと記載がありますが、文面として少し分かりにくいように感じる。市が何を把握、検証しなければいけないのか、もう少し言及するべきではないか。

次に、3の遊休農地の所ですが、農業委員会の活動について触れている文面はまとめた方がよいのではないか。文章の構成を見直されてはどうですか。

あと、5の有害鳥獣等の所ですが、頭数の削減には至っていませんとありますが、ここにある対策自体が頭数の削減に繋がるものではないので、頭数の削減に繋がらないのは当然だと思う。表現を変更される方が良いと思います。

事務局 ただいま頂きましたご意見につきましては、事務局で一旦持ち帰らせていただき、検討、修正させていただきたいと思います。

議 長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議第37号の意見書ですが、出された意見を取りまとめた意見書の作成につきましても、本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

それではこれより議第37号の採決に入ります。

出された意見を取りまとめ、修正することを本職に一任し、議第37号の意見書について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって、修正した意見書を意見書の成案とすることに決定いたしました。

成案につきましては、次回の総会時にお示しさせていただきます。

ただいま議決を取りました意見書につきましては、来週16日に、本職が田中職務代理者とともに市長に提出いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。資料は別紙Aの18ページになります。

案件は1件です。

永原 字 ●●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積277㎡について、所有者の●●●氏から、建物敷地に転用するために届出があったものです。長年、建物敷地として利用されてきましたが、地籍調査で地目が畑であることが分かり、顛末案件として転用の届出がなされました。

続きまして、報告第22号 土地利用協議書について、をご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。資料は別紙Aの19ページになります。

案件は1件です。

大篠原 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積40㎡について、●●●氏から、揚水機場敷地に転用するため届出があったものです。

事務局 続きまして、報告第23号 田畑転換等農地の形状変更についてをご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。資料は別紙Aの20ページになります。

案件は1件です。

野田 字 ●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積854㎡について、所有者の●●●氏から、田を畑に形状変更するため届出があったものです。

20年以上前から畑として使用していたが、形状変更の届出を失念していた旨の顛末書が出されています。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 19分